

公益社団法人愛川町シルバー人材センター役員の報酬等 及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人 愛川町シルバー人材センター以下「センター」という。)の定款第28条第3項の規定に基づき、役員等の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律(以下「公益認定法」という。)の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、安全就業委員及び理事・監事候補者選考委員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された理事のうち、センターを主たる勤務場所とする者で、原則週3日以上勤務するものをいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。ただし、次号に定める費用を除くものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 センターの役員等は、無報酬とする。ただし、常勤役員には、報酬等を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は、月額とする。ただし、センター職員就業規程の適用を受ける職を兼ねる常勤役員は、職員就業規程を適用し、給与を支給することができる。
- 3 常勤役員の報酬月額は、別表第2常勤役員の報酬月額に定める金額の範囲内で、理事長が理事会の承認を得て総会で決定する。
- 4 常勤役員には、退職手当は支給しない。

(費用)

第4条 センターは、役員等がその職務の遂行にあたり負担した費用を請求したとき、その費用の請求日から遅滞なく支払うものとする。また、前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

2 費用の支給額は、別表第 1 のとおりとし、予算の範囲内で支給するものとする。

(公表)

第 5 条 センターは、この規程をもって公益認定法第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(委任)

第 7 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て別に定めるものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 5 月 25 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 5 月 28 日から施行する。

別表第 1 費用の額

第 4 条第 2 項の額は、1 回あたりとし、額は次のとおりとする。	
(1) 役員等（常勤役員を除く。）の管内職務に係る費用	3,000 円（交通費を含む）とする。
(2) 役員等（常勤役員を除く。）の管外職務に係る費用	5,000 円（交通費を含む）とする。
(3) その他	実 費

別表第 2 常勤役員の報酬月額

常務理事	報酬月額は、260,000 円までの範囲内とする。
------	---------------------------